

## パブリックコメントにおける意見と区の考え方

No	ご意見（原文）	区の考え方
1	<p>4-4-1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援について 対象年齢の引き下げを提案する。 ノーベル経済学賞受賞のヘックマン教授による研究で、5歳までの幼児教育が最も費用対効果が高く、社会に寄与する投資となることがわかっている。就学前の子どもについても、達成感、自己肯定感を得られる課外活動への経済的援助は有効であると考え。大人になって、文化的活動の経験不足が問題となっていることも考慮すると、幅広い年代への投資は意味が大きいと考える。</p>	<p>4-4-1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援について 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業については、国で定められた実施要領に基づき「貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進すること」を目的として実施しております。 本区の生活困窮世帯学習支援事業の対象は、小学校4年生から高校生世代までの子ども及び保護者となっており、高校生世代については進路選択等に関する支援として、文化的活動や経営者によるキャリア講座なども実施しております。 今後とも、より学習習慣を含めた生活習慣の定着や、自らの頑張りや物事を乗り越えていく達成感及び自己肯定感の形成も行うことができる効果的な事業について、引き続き研究してまいります。</p>
2	<p>4-4-2 入学支度資金融資あっせんについて 高等教育をあきらめることなく、自分の能力と努力によって進路を自由に切り開けるようにするには、入学前の経済的負担を減らす必要があると考える。入学後に学費を払うのも多大な負担だが、現状の入試制度では、出願や出願指導にも多くのお金がかかる。教育以外に流用できないように工夫したうえで、無利子の貸付や、学校での課外授業の提供、出願へ向けた個別指導など、だれも取り残さない施策を希望する。</p>	<p>4-4-2 入学支度資金融資あっせんについて 区は、無利子の入学支度資金の融資あっせんのほか、高校入学時の学用品の購入費等に充てるための給付型奨学金の支給を行っており、経済的に困窮する世帯の就学の機会の確保を図っております。また、区独自制度として、学習塾授業料等助成事業において、就学援助費の補助対象者への学習塾授業料等の学校外学習にかかる費用を助成しております。なお、東京都では受験生チャレンジ支援貸付事業において、中学3年生・高校3年生を対象として学習塾等受講料や高校・大学受験料の貸付を実施しています。</p>

No	ご意見（原文）	区の考え方
3	<p>4-4-5 塾代等助成事業について</p> <p>対象が中学2-3年生とあるが、それでは遅すぎると思う。経済的に困難な状況にあることを小学校高学年にもなれば子どもは意識している。中学受験をする子どもも多い中、高校受験で自分の可能性を広げたいという意欲のある子どもが、経済的な理由であきらめることがあってはならない。いまは小学校6年生から高校受験を見据えたコースが始まっている中、中学2年になって塾へ通うことが、本当にポテンシャルのある子どもたちを救い上げることができるのか不明。すべての子どもに高等教育を利用する機会を与え、機会の平等を達成し、支援することは、児童の権利条約第28条の条文にも記載されている。</p> <p>小学校・中学校を通して、例えば塾、公文、そろばん、芸術分野、スポーツ分野など、劣等感を克服できるような機会を与えてあげてほしい。</p>	<p>4-4-5 塾代等助成事業について</p> <p>塾代等助成事業については、中学2年生、3年生の就学援助費の補助対象者に学習塾等の学校外学習にかかる費用を区独自事業として実施しており、令和4年度から中学校2年生の助成金額を昨年度までの5万円から3年生と同額の10万円に増額し、経済的に困窮する世帯の高等教育の就学の機会負担軽減を目的として制度の拡充を図っております。</p> <p>東京都で実施している受験生チャレンジ支援貸付事業よりも、早い段階の中学2年生から区独自で支援しており、事業の更なる拡充については、利用者アンケート結果等を参考に、より効果的な事業になるよう努めてまいります。</p>